

# 研究不正防止について

「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日改正 文部科学大臣決定)および、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定)に基づき、以下のとおり研究不正を防止し、公的研究費を適切に運営・管理するための規則体制等を整備しました。

## ・不正防止のための責任体制

研究活動等の不正行為を防止する対策を強力に推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を配置します。

## ・運用ルールと整備の公表

研究活動等の不正行為の防止に関する内規、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を法人内へ周知するだけでなく、ホームページで公表します。